事　務　連　絡
平成 30 年８月６日

関係府県内市町村担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

平成 30 年７月豪雨における住家の被害認定調査（第２次調査及び再調査）に係る留意事項について

内閣府では、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年６月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、住家の被害状況調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 13 年７月作成）を定めています。本運用指針については、平成 30 年３月に改定しておりますので、最新の内容については内閣府ホームページ等によりご確認ください。内部立入調査も行う第２次調査や再調査にあたっても、本運用指針を踏まえ、適切なご対応をよろしくお願いします。

また、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、第１次調査等の結果に納得がいかない場合には、被災者から市町村に住家被害等の第２次調査や再調査を依頼することが可能であることについて、被災者に対し十分な周知をよろしくお願いします。

（参考）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が掲載されているホームページ：http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

＜問い合わせ先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付
栗津、黒瀬
TEL　03‐3501‐5696（直通）、FAX　03‐3501‐6820